

# ひょうごため池だより



平成31年3月  
第7号

- 2018ため池フォーラム in ひょうご開催
- 平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策
- ため池保全県民運動この人に聞く（第3回）
- ため池の管理に関するアンケート（第6回）結果
- 取り組んでみましょう！ため池を活用した治水対策

発行 / 兵庫県 農政環境部 農村環境室



高砂市北浜町 ひょうたん池（本誌P3に関連記事）

ため池は農業にとって欠かすことの出来ない水を確保するため、先人たちが大変な努力と苦勞を重ねて築かれ、農家によって脈々と受け継がれてきました。

ところが近年、農業者の減少や管理者の高齢化等により、管理が十分行き届かないため池も見受けられるようになってきました。そのような中、昨年7月豪雨では、広島県をはじめ複数の府県において、ため池の決壊被害等が発生しました。

これらを踏まえ、今後、全国的にため池に関してさまざまな施策が講じられることになっています。本県でも、ため池の規模にかかわらず、下流の家屋や公共施設に被害を及ぼす可能性のあるため池を対象に、「ため池整備5箇年計画」を策定し、緊急性の高いため池の改修整備や利用されていないため池の廃止を進めていきます。また、昨年6月から全県展開することとなった「ため池保

全サポートセンター」をより一層強化し、ため池パトロールを通じた指導・助言、ため池に関する相談対応、サポートセンターによる管理者講習会を県内各地で開催することにしていきますので皆様のご参加をお待ちしています。

さて、5月から新元号の新たな時代が始まります。ため池についても災害への備えを強化していく新たな時代の始まりになります。

ため池は地域の大切な財産です。「安全安心で豊かなため池」を守り、活かし、次世代に繋いでいくため、今後ともため池の適正管理についてご理解とご協力をお願いいたします。

平成31年3月

農政環境部長  
藤澤 崇夫



# 2018 ため池フォーラム in ひょうご開催される

## 地域の宝「ため池」を次の世代へ！

### 県内外の各地から 650 名が参加



井戸知事による開会の挨拶

県では、「ため池の保全等に関する条例」の理念である、ため池の適正な管理や多面的機能の發揮の促進に向けた取組を県民一人ひとりがそれぞれの立場で実践していくことを「ため池保全県民運動」として展開していきます。

この取組を県内外に広く情報発信するため「ため池フォーラム in ひょうご」を平成30年11月29日～30日に開催しました。

29日は神戸新聞松方ホールで本会議を開催し、県内外の各地から合わせて650名もの参加がありました。

兵庫県立人と自然の博物館の中瀬勲氏による「兵庫県におけるため池保全の取組」をテーマに

した講演、農林水産省防災課から、昨年7月の西日本豪雨の被害状況の説明とともに今後のため池対策の検討方向、兵庫県土地改良事業団体連合会から、「ため池保全サポートセンター」についての説明がありました。

実践活動として宮池田主からは、ため池の治水機能を活かした防災について、淡路東浦ため池・里海交流保全協議会からは、農業者と漁業者協働による「かいぼり」について、高砂市ため池協議会等からは、「ため池コウノトリプロジェクト」の概要や取り組みについて事例発表がされました。

30日は、播磨コースと淡路コースに分かれて現地見学会が行われました。



現地見学会の様子 天満大池（稲美町）

## 平成30年7月豪雨等を踏まえた 今後のため池対策について

### 防災重点ため池の再選定の

平成30年7月豪雨では、広島県でため池が決壊し、下流に人的被害が発生しましたが、当該ため池が防災重点ため池に指定されていなかったこともあり、避難対策を含め、十分な対策が行われていなかったことが問題となりました。

今後、同様のことが発生しないよう、下流に人的被害等を与えるおそれのあるため池については、ため池の規模や健全度にかかわらず、国が定める選定基準や県、市町が別途定める選定基準に基づき、県が市町と調整して防災重点ため池を再選定し、市町を通じてため池管理者に説明した

上で公表することとしています。

7月豪雨や台風災害においてもハザードマップの重要性が認識されていますが、その作成に手間と費用がかかることなどから整備が遅れており、作成されても広く住民に認識されていない状況もあります。

今後、防災重点ため池の選定に合わせて、ハザードマップの作成・公表を進めます。

県では、ため池の規模にかかわらず、下流の家屋や公共施設に被害を及ぼす可能性のあるため池を対象に、「ため池整備5箇年計画」を策定し、緊急性の高いため池の改修整備や利用されていないため池の廃止を進めていきます。

### ハザードマップの作成・周知

### ため池整備5箇年計画の策定

### ため池の管理及び保全法の制定

### 管理者講習会の実施

### 観測・警報システムの導入

### ため池保全サポートセンターの拡充

### 管理者講習会の実施

### ため池の管理及び保全法の制定

参加者の皆様には本フォーラムを通じて、ため池を適正に管理していくことについて、また近年の豪雨等に備えた防災減災対策の重要性について理解を深めていただけたと思います。

県では、7月豪雨を受け、一定の規模を有し、

下流被害が大きいと市町が判断したため池に雨量や水位を自動で観測し、危険が迫った場合に警報できるシステムの設置をめざす考えで、平成31年度は、基本仕様を決定するための調査を行う予定です。

農林水産省は、農業用水の確保を図るとともに、決壊による水害等から国民の生命及び財産を保護するため、必要な防災措置を講ずる必要があるとし、ため池に関する正確な情報の把握と決壊被害防止に向け、ため池の管理対策を強化する、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律案」を今国会に提出しました。

この法律では、所有者（もしくは管理者）による地方自治体への届け出を義務付けるほか、所有者、管理者とも不明のため池は市町に管理権限を与える仕組みも考えられています。

ため池管理者を対象とした管理者講習会は、これまで県民局、市町によつて個別に実施されてきました。このため、地域によつては講習会が開催されていないかったり、講習を受ける機会が限られていたため、受講した

管理者講習会を実施し、

ため池の管理及び保全法の制定

「ため池保全県民運動」この人に聞く 第3回

NPO法人堂池地区ため池協議会理事長

生嶋 洋一 さん

インタビューアール 柴崎 浩平 さん



第3回の「この人に聞く」は、高砂市北浜町で、ため池は地域の宝として地域住民に対して、ため池にまつわる民話・文化の伝承や、清掃ボランティア、水辺の生き物たちとのふれあい事業を行い、ため池の自然を守ること、豊かなため池周辺の暮らしづくりに取り組んでいるNPO法人堂池地区ため池協議会理事長の生嶋洋一さんに、ため池を「まもる」「いかす」「つなぐ」活動内容について伺いました。

はじめに

柴崎 ため池協議会の会長になられて何年目になるのですか。

生嶋 平成13年からです。

柴崎 生嶋さんは、水利組合長ともなされていた

生嶋 いえ、私は田んぼがありません。

柴崎 協議会の中には、水利組合の人も入っているのですか。

生嶋 そうです水利組合、農会、自治会の人も、それぞれの立場で入ってやっています。

ため池を「まもる」

生嶋 協議会は、私たちの小さな集落にある4つの池を守っていくというの設立の発点です。

柴崎 協議会を立ち上げた当時、水利組合との関係は、どうだったのですか。

生嶋 江戸時代からのため池ばかりで老朽化しており、水利組合は困り果てていました。自分たちだけでは、どうしようもないと思います、地域をあげ

て自治会を中心として、その中に入って一緒にやっていたということになりました。

生嶋 堂池というため池があり、老朽化してしました。ヌートリアがため池に大量に出まして、堤防に穴をあけてしまいうんですよ。それで水が貯められない。貯めてしまおうと池の周りに住宅地があるので、決壊したときに怖いから水が貯められずにいました。それで平成13年度に改修事業に取り組みました。

柴崎 地元負担金は誰が出されたのですか。

生嶋 法人自治会になっているので自治会がお金を借りて出しました。

柴崎 ということは、集落で地元負担金を払ったのですか。

生嶋 そうです。

柴崎 非農家も払ったというのですか。

生嶋 結果的には、一つの法人自治会の中の会員です。間接的には払っているということになります。農会とか水利組合からはいたたかな

い。ため池は自治会の財産という位置付けをしていますから。ひょうたん池も改修して堂池と合わせて一千万円近い借金をしました。

インタビュープロフィール

柴崎 浩平 (しばざき こうへい) 東播磨フィールドステーション(※) コーディネーター

- ・ため池が多く存在する大阪府 富田林市で生まれ育つ
・専門は農業農村経営学 経営学的な視点から地域の運営や、人と地域の関係性を研究。2017.9 博士号取得(農学)。



ため池を「いかす」

生嶋 平成23年度に、ひょうたん池も改修して堂池と合わせて一千万円近い借金をしました。

柴崎 以前は、自治会と水利組合は別個の組織だったのですか。

生嶋 そうです。財産権等で、よくもめていました。当時は農家が多かったでしょ。ですが今はほとんど少なくなくなって、水利組合も高齢化が進んで万歳状態です。自治会の皆で地域ぐるみで管理してもらい、その中で農業用水としての水を使用できる権益だけ守れたらいいということなんです。

柴崎 地域の憩いの場になっっているんですね。

柴崎 半分理めて貯水量が減ることに対して水利組合は何も言わなかったのですか。(裏面へ)

東播磨フィールドステーションにて



東播磨フィールドステーションにて

生嶋 洋一 (いくしま よういち) NPO法人堂池地区ため池協議会理事長

・平成13年度から堂池ため池協議会の会長として、池の改修や「かいぼり」に取り組み、"ため池をまもる"、"ため池をいかす"、次世代に"ため池をつなぐ" 地域活動を実践。



かいぼり学習の様子 (小学5・6年生)

生嶋 周りの田んぼに家が建って受益面積が減ってきているので大丈夫でした。  
生嶋 改修してすぐの平成26年、ひょうたん池にコウノトリが飛んできました。えさ場がないとコウノトリは来ません。えさ場造りが一番大事です。ひょうたん池は、特色ある改修をして頂きました。この池は、深さが3段になっている。一番の浅瀬が30センチ。コウノトリがえさを取れる高さが30センチです。  
柴崎 コウノトリが来るようにわざと浅瀬を造っているのですね。

生嶋 そう、もう一段深いとこ、一番深いところと3段になるように県加古川流域土地改良事務所のひとが設計してくれました。  
柴崎 それでえさがとりやすいからコウノトリが飛んでくるのですね。  
生嶋 はい。池は、だいたいすり鉢型でしょう。コウノトリが来ても、えさがありとれない。  
生嶋 コウノトリは夢です。ひょうたん池にコウノトリが飛んでくるのを子供たちも楽しみにしています。

ため池を「つなぐ」

柴崎 堂池ため池協議会を法人化したのは理由があるのですか。  
生嶋 平成26年に法人化した。『北浜小学校のため池ふるさと教育プログラム(注)』を6年聞きつちりやるためです。  
柴崎 ため池のかいぼり、田植えなど地域の資源を活用した体験型教育を実践されていますが、学校の先生はどんな印象、反応だったのですか。  
生嶋 ため池は危ないと言った意見もありました。  
柴崎 それをどう乗り越えたのですか。  
生嶋 校長先生と担当の先生で強引に。(笑)今の小学5年生と6年生は、社会科で昔のふるさと地域を勉強しなさいと文科省も指針を出しています。

柴崎 ひょうたん池は、コウノトリのための平らな浅瀬があるから、かいぼりで池に入りやすいですね。  
おわりに  
柴崎 最後に、これから

ため池の管理に関するアンケート第6回結果

平成30年7月豪雨で事前放流を行った管理者 53%

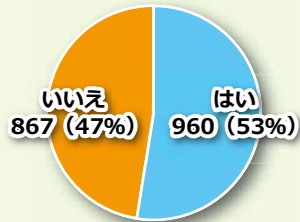
このアンケートは、ため池管理者にため池の管理状況やご意見を伺い、今後県が進める施策の参考にするためのものです。  
第6回は、『ひょうごため池だより(第6号)』とともに特定ため池管理3245人に送付し、平成30年10月31日までに回答をお願いしたところ、1840人(56%)が返答されました。  
Q1では、「昨年7月豪雨の前に、ため池の水位を低下させたか」と問いに対し、53%の管理者が「はい」と答え、半数以上の管理者が事前放流することにより豪雨からため池を守る行動を取っていました。  
また、Q2の「豪雨等で、ため池に異状があった場合に、水位低下等の応急措置は可能か」の問いに対しては、17%の管理者が「はい」と答えています。  
県では、事前放流や緊急放流を行うことは、ため池の決壊を防ぐ効果とともに、ため池下流域への流出を抑える洪水調節の効果もあることから、放流設備の整備を進めていく必要があると考えています。  
Q4の、「あなたが管理している、ため池に水難事故を防止するための危険防止を促す看板を設置しているか」の問いに対して、68%の管理者が「設置している」とこたえたものの、30%の管理者が「設置していない」と答えています。  
集落の近くにある等の関係者以外の者が立ち入る可能性があるため、ため池には水難事故防止看板の設置等の安全対策に努めて下さい。  
Q8の、「集落に管理者が分からないため池があるか」の問いに対して8%の管理者が「ある」と答えています。  
農業上必要がなくなつたため池については、放置されると危険です。下流の家屋等に被害を与えるおそれのあるため池については、自己負担なしで廃止工事ができる補助制度が活用できる場合もありますので、お住まいの市役所・町役場もしくは県土地改良事務所(センター)にご相談下さい。

取り組みたいと思つていることや他のため池管理者への何か良いアドバイスはありますか。  
生嶋 今の取り組みを継続するのといっぱいです。財産も管理できて、地域のもを地域で守つていこうとしているので、自然体でいいんじゃないですか。自治会は2年毎で代わりますが、ため池協議会などで代わらない人が立たないといけませんね。  
柴崎 本日はどうもありがとうございました。

(注)『ため池ふるさと教育プログラム』は、ため池の役割を学び、ふるさとの財産を意識しようというモデル事業。小学校の6年間を通じて継続的なカリキュラムとして教育を受けられるプログラム。平成27年度から6年間、高砂市立北浜小学校とNPO法人堂池地区ため池協議会等が進め東播磨県民局も支援する。  
※東播磨フィールドステーション  
市民・大学・行政が連携して、地域のレジリエンス(さまざまな環境状況の変化に適応し、持続発展していく力)を高めていくための交流、研究拠点 加古川市神野町神野6-0-1

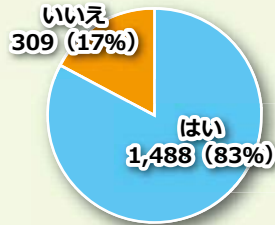
Q4の、「あなたが管理している、ため池に水難事故を防止するための危険防止を促す看板を設置しているか」の問いに対して、68%の管理者が「設置している」とこたえたものの、30%の管理者が「設置していない」と答えています。  
集落の近くにある等の関係者以外の者が立ち入る可能性があるため、ため池には水難事故防止看板の設置等の安全対策に努めて下さい。  
Q8の、「集落に管理者が分からないため池があるか」の問いに対して8%の管理者が「ある」と答えています。  
農業上必要がなくなつたため池については、放置されると危険です。下流の家屋等に被害を与えるおそれのあるため池については、自己負担なしで廃止工事ができる補助制度が活用できる場合もありますので、お住まいの市役所・町役場もしくは県土地改良事務所(センター)にご相談下さい。

Q1  
先般の7月豪雨の前に事前に、ため池の水位を低下させましたか。



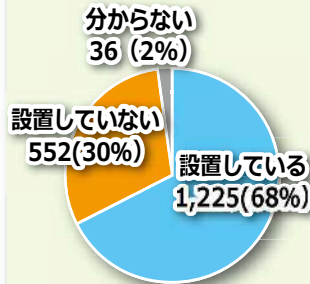
回答数 1,827

Q2  
豪雨等で、ため池に異状があった場合に、水位低下等の応急措置が可能ですか。



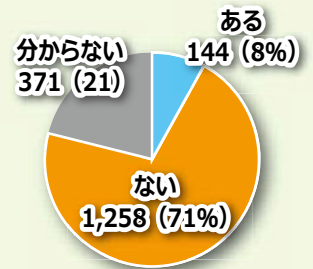
回答数 1,797

Q4  
あなたが管理している、ため池に水難事故を防止するための危険防止を促す看板を設置していますか。



回答数 1,813

Q8  
お住まいの集落に管理者が分からない、ため池がありますか。



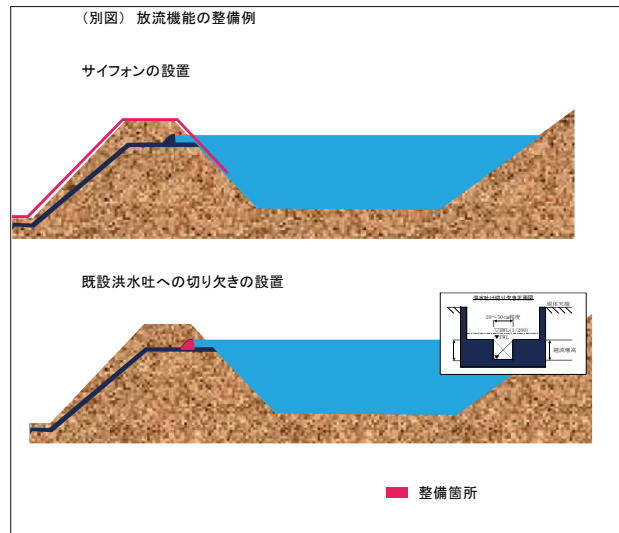
回答数 1,773

## 取り組んでみましょう！ため池の事前放流

ため池を災害から守る対策の基本は、降雨前にため池へ空き容量（流入する洪水を貯留する容量）を設けることです。

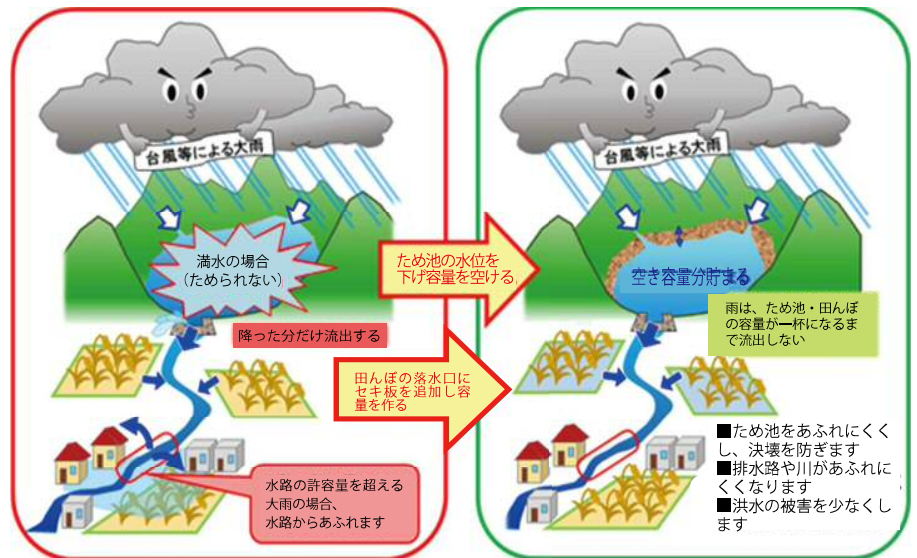
空き容量の確保は、ため池の決壊を防止する効果だけでなく、降雨時の流出を抑える洪水調節の効果も同時に期待できます。

放流機能に不備があるため池には、右図のように、サイフォンの設置、洪水吐の切り欠きなど、簡易的な仕掛けにより一定の放流が可能です。



### 県下の取組状況

第6回アンケートによると、53%の管理者が、昨年の7月豪雨の前に「事前に放流した」と回答されています。

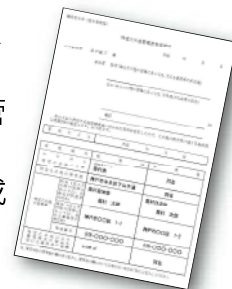


## ため池管理者届（変更届）の提出が必要です

受益が 0.5ha 以上のため池（特定ため池）を管理している場合は「管理者の氏名」、  
「受益面積」等の届出が必要です。

また、届出内容が変更になった場合、変更届の提出も必要です。役員改選等で管理  
者が変更となった場合など、管理者変更届の提出をお忘れなく。

なお、管理者届、管理者変更届の用紙は、今回の『ひょうごため池だより（平成  
31年3月第7号）』とともに、送付しています。



参考（ため池の保全等に関する条例（抜粋））

平成 27 年 3 月 19 日 制定、平成 27 年 4 月 1 日 施行

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ため池 農業用水の供給を目的とする貯水池をいう。
- (2) 疏（そ）水 ため池に貯水し、又はため池から農用地（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）  
第 2 条第 1 項に規定する農用地をいう。以下同じ。）に農業用水を供給する目的で設置されてい  
る水路をいう。
- (3) 機能の保全 農業用水の安定的な供給及び決壊等による災害の防止をいう。
- (4) 多面的機能 県土の保全、水源の涵（かん）養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、文  
化の伝承、レクリエーション活動及び地域の交流活動の場の提供等農業用水の供給以外の多面  
にわたる機能をいう。
- (5) 管理者 ため池から供給される農業用水の利益を受ける農用地の所有者、耕作者その他のため  
池を管理する者をいう。
- (6) 特定ため池 農業用水の利益を受ける農用地の面積が 5,000 平方メートル以上のため池をいう。

（管理者の届出）

第 1 2 条 管理者は、特定ため池を設置した場合又は管理しているため池が特定ため池に該当す  
ることとなった場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に届け出  
なければならない。

- (1) 管理者（特定ため池の管理者が複数あるときは、管理者を代表する者。次条及び第 14 条に  
おいて同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 特定ため池の所在地及び名称
  - (3) 特定ため池による農業用水の利益を受ける農用地の面積
  - (4) 特定ため池の位置図
- 2 管理者は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出な  
ければならない。

今回は、アンケート、提出済ため池管理者届内容確認書及び特定ため池管理者  
等変更届（変更事項のある場合に返信・変更があるまで保管）を同封していま  
すので、4月30日までに返信用封筒により、ご返信をお願いします。

ひょうごため池だより 平成31年3月 第7号

【問 い 合 わ せ】 兵庫県 農政環境部 農村環境室  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
T E L : 078-362-3434 F A X : 078-362-9455

### 編集後記

水温む池面では冬鳥の数が減る頃となりました。  
昨年の漢字は、「災」で、豪雨や台風など、ため  
池管理者の皆様にとっても気を遣う年になりまし  
た。今年の漢字は「幸」となること祈念しつつ、「ひよ  
うごため池だより」を通して、ため池についての  
有益な情報を今後も発信していこうと思います。  
(小)